

みやぎ型管理運営方式の実施方針に関する条例について

1 はじめに

- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「PFI法」）では、PFIで実施する事業を「特定事業」と定義している。（PFI法第2条）
- 特定事業を実施する管理者は、「特定事業の実施に関する方針」を定めることができ、これを「実施方針」と定義している。（PFI法第5条）
- さらに、公共施設等運営権を設定する事業（コンセッション事業）を実施する管理者は、「民間事業者の選定の手続」、「運営等の基準及び業務の範囲」、「利用料金」等、実施方針に関する条例を定めるとされている。（PFI法第18条）
- 条例は「公営企業の設置等に関する条例」を改正する形で11月議会に提案する予定であり、その際、実施方針（案）も合わせて提示する予定としている。

2 条例改正概要

- 条例に定めるべき内容は、PFI法第18条第2項に示され、以下の4項目となる。
 - ① 民間事業者の選定手続
 - ② 公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲
 - ③ 利用料金に関する事項
 - ④ その他必要な事項

(参考)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法） ※抜粋
 （実施方針に関する条例）

第十八条 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、前条に規定する場合には、条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとする。

2 前項の条例には、民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

3 主な改正条文案について（※関係各課と調整中）

「公営企業の設置等に関する条例」

（民間事業者の選定の手続）

第十六条 管理者は、指定施設の公共施設等運営事業（民間資金法第二条第六項に規定する公共施設等運営事業をいう。以下同じ。）に係る選定事業者を選定しようとする場合には、当該選定事業者として選定を受けようとする民間事業者を公募するものとする。

2 前項の規定による公募に応じて指定施設の公共施設等運営事業に係る選定事業者として選定を受けようとする民間事業者は、管理者が別に定めるところにより、管理者に申請しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切に指定施設の運営等（民間資金法第二条第六項に規定する運営等を

いう。以下同じ。)を行うことができると認める者を選定事業者を選定するものとする。

- 一 指定施設の運営等に関する計画の内容が当該運営等を適正かつ確実にを行うため適切なものであること。
- 二 前号の計画の内容に沿った運営等を安定して行う経営能力が指定施設に係る公共施設等運営権の存続期間を通じて確保される見込みがあること。
- 三 民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、指定施設の運営等が効率的かつ安定的に行われる見込みがあること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、管理者が別に定める基準

(運営権者による運営等の基準等)

第十七条 第十五条の規定により公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者(以下「運営権者」という。)は、次に掲げる基準により、指定施設の運営等を行わなければならない。

- 一 水道法(昭和三十一年法律第百七十七号)、工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)、下水道法その他の法令(条例及び規則(法第十条に規定する管理規程を含む。)を含む。)の規定を遵守し、適正な運営等を行うこと。
 - 二 運営権者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等を十分に発揮し、指定施設の運営等を効率的かつ安定的に行うこと。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、管理者が別に定める基準
- 2 前項に定めるもののほか、指定施設の運営等に関し必要な事項は、運営権者と管理者が協議して定める。

(運営権者が行う業務の範囲)

第十八条 運営権者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 指定施設の経営に関する業務
- 二 指定施設の維持管理及び改築に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、管理者が別に定める業務

(運営権者が収受する利用料金)

第十九条 指定施設の運営等を運営権者が行っている場合には、当該指定施設を利用する者は、当該運営権者に当該運営権者が定めた額の利用料金(民間資金法第二条第六項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)を納めなければならない。

- 2 運営権者が収受する利用料金の額は、管理者が定める額の範囲内で、第十五条各号に掲げる施設ごとに運営権者が定めた額とする。